

生活保護受給世帯・非課税世帯の妊婦の方対象

草加市初回産科受診料助成のご案内

草加市では、生活保護受給世帯・非課税世帯の妊婦の方が、妊娠の診断を受けるための初回産科受診に必要な費用の一部を助成します。



対象者

初回産科受診日において、草加市に住民票があり、次の①か②のいずれかに該当する妊婦

- ① 市民税非課税世帯に属する方
- ② 生活保護法による被保護世帯に属する方

※世帯の課税状況を確認すること、関係機関との情報共有や継続的な相談を行うことに同意いただけることを要件とします。

助成内容

- ・保険診療外の妊娠判定に要した費用（診察、尿検査、超音波検査等）
- ・1回の妊娠につき10,000円を上限

申請方法

※事前申請した場合、上限10,000円までは自己負担は発生しません。保険診療分の支払いが発生した場合については、当該助成に含まれないため、自己負担が発生します。

【A 事前申請】

1. 妊娠判定のための受診前にこども家庭課の窓口で受診料助成金交付の申請
2. 交付決定後受診券の発行
3. 受診券を持って指定医療機関※を受診
※菅原レディースクリニック、松原レディースクリニック、Moroマタニティスクエア

【B 受診後の申請】

1. 産科医療機関を受診した日から6か月以内に必要書類を添えてこども家庭課へ申請
2. 申請から2か月後くらいに指定の口座に振り込まれます

●申請に必要なもの Aの方は①～③、Bの方は①～⑥が必要です（②・③はいずれか1つ）

- ① 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
- ② 世帯全員の非課税証明書(下記に該当する方のみ)
【申請日が1/1～6/30の場合】 前年の1/1に草加市に住民登録がない方
【申請日が7/1～12/31の場合】 その年の1/1に草加市に住民登録がない方
- ③ 生活保護を受給している場合は、生活保護受給証明書
- ④ 草加市低所得の妊婦に対する初回産科受診料助成金交付申請書兼請求書
- ⑤ 妊娠判定のための受診費用の領収書及び明細書の及び明細書の原本
- ⑥ 金融機関の口座がわかる通帳またはキャッシュカードの写し



※世帯収入未申告の場合は、申告後に申請してください

お問い合わせ こども家庭課 母子包括推進係 にんしん出産相談室ぽかぽか

〒340-0041 草加市松原1-3-1 (子育て支援センター2F)

TEL 048-953-9887

利用時間 平日8:30～17:00